

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十七号

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則

奈良春日野国際フォーラム管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「国又は地方公共団体が使用する場合であつて」を「その他」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。